＜こくみん共済U-12サッカーリーグ＞
2014 香川県ジュニアサッカーリーグ

大 会 要 項(案)

（1）趣　　旨　　この大会は少年少女たちがサッカーへの興味・関心を持ち、さらに技術の向上を図りながら身体を鍛え、フェアプレーの精神を培い、正しく力強く生きる人間づくりを目指すものである。

（2）名　　称　　２０１４ 香川県ジュニアサッカーリーグ

（3）主　　催　　（公財）日本サッカー協会・（一社）香川県サッカー協会

（4）主　　管　　（一社）香川県サッカー協会　第４種委員会

（5）後　　援　　香川県教育委員会，香川県スポーツ少年団，RNC西日本放送，四国新聞社

（6）特別協賛　　全労災（全国労働者共済生活協同組合連合会）

（7）参加資格　　＜チーム＞

① 2014年度（公財）日本サッカー協会の登録を完了した香川県内の小学生を主体としたチームであること。

② 責任引率者が引率したチームであること。

③ 帯同審判員（有資格者）がいること。

④ 定められた期日までに所定の手続きが完了していること。

⑤ 同一チームから複数チームの参加を認める。但し、その場合のチーム名は本来の所属チーム名＋アルファベット一文字とする。
　　（例）略称：高松ＦＣ（Ａ）、高松ＦＣ（Ｂ）、・・・・・・・等

＜選　手＞

① 2014年度（公財）日本サッカー協会に選手登録が完了していること。

② 選手はスポーツ安全保険に加入していなければならない。

③ 選手は（公財）日本サッカー協会発行の選手証（写真貼付）を携帯していること。

④ 前期リーグ期間内もしくは後期リーグ期間内において選手の出場できるチームは１チームに限定する。

⑤ 期間途中の移籍については（公財）日本サッカー協会の移籍規定に基づき、その移籍手続きが2014年9月末までに完了していれば、後期リーグから試合出場できるが選手証を携帯していることが前提条件となる。但し、特別な事情のある場合は本委員会にて別途協議する。

（8）大会参加費　　１４，０００円/１チーム（前期：６，０００円　後期：８，０００円）とする。

（9）大会形式　　① 前期・後期リーグ制。各期は１回戦総当りで行う。

② 前期リーグは「地域リーグ」と呼称する。

　ア.「地域リーグ」は、高松・東讃地区、中・西讃地区の２ステージを設ける。

　イ. 参加チームの属性区分は、チーム登録所在地の市町をもって決定する。

　ウ. 高松・東讃地区は高松市以東市町、中・西讃地区それ以外の市町とする。

③ 後期リーグは「県リーグ」と呼称する。

（10）リーグ部制　　① Ｕ１２・Ｕ１１・Ｕ１０の３部制とする。

②【Ｕ１２の部】常時６年生以下のチームであること。

③【Ｕ１１の部】常時５年生以下のチームであること。

④【Ｕ１０の部】常時４年生以下のチームであること。

各部とも、女子選手の扱いは男子選手と同様とする。

(11) 構　　成　　各部のブロック、カテゴリー、及び参加チーム数は以下の通り。

①「地域リーグ（前期）」は、ブロックを設ける。

【U-12の部】

ア．高松・東讃地区ステージ　各ブロック１０チーム以上が基本

イ．中・西讃地区ステージ　　各ブロック１０チーム以上が基本

【U-11の部・U-10の部】

ア．高松・東讃地区ステージ　各ブロック８チーム以上が基本

イ．中・西讃地区ステージ　　各ブロック８チーム以上が基本

② 「県リーグ（後期）」は、カテゴリー、ブロックを設ける。

【U-12の部】１部リーグ：1ブロック１０チーム

２部リーグ：２ブロック２０チーム

３部リーグ：各ブロック１０チームが基本

【U-11の部・U-10の部】

１部リーグ：1ブロック　８チーム

２部リーグ：２ブロック１６チーム

３部リーグ：各ブロック ８チームが基本

(12) 大会日程　　「地域リーグ（前期）」２０１４年　４月１２日～２０１４年 ７月２７日

但し、Ｕ１２の部は日曜日実施、Ｕ１１の部は土曜日実施を原則とする。

「県リーグ（後期）」２０１４年１０月１１日～２０１５年 ２月　８日

(13) 日程の変更　① 本委員会は自然災害などの不可抗力で試合日程前に試合中止が余儀なくされた時は、直ちに該当チームに連絡し別途日程にて実施可能な場合のみ、中止された試合を行う。

② 試合中落雷など自然災害の発生時においては、主審の判断により試合を中止することができる。中止された試合については再試合を原則とするが、別途定めるところにより「打ち切り試合」とすることがある。

③ 万一やむを得ぬ事情にて日程の変更が必要な場合は本委員会及びリーグ戦運営委員会にて協議の上、決定する。

(14) 順位の決定　① 勝ち点は、勝者３点、引き分け１点、敗者０点とする。

② 勝ち点が同じであれば得失点差の多いチームを上位とする。

③ 得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。

④ 総得点が同じの場合は対戦試合の勝者を上位とする。

⑤ ①～④にて決定しない場合は、大会実施委員会役員立会いのもと、抽選により決定する。

⑥ 試合不出場、棄権したチームは不戦負けとし、０対５で処理する。

(15) 競技規則　　日本サッカー協会当年度８人制サッカー競技規則によるが、細則については大会実施委員会決定の内容によるものとする。

① 使用ボール　４号ボール

② 競技者の数　各部とも　　８人

（試合成立人数は６名とする。試合開始前、開始後に６名未満になった場合は不戦負けとし、０対５で処理する。）

③ 試合時間　　Ｕ１２の部　　　　　４０分（２０分-5-２０分）

Ｕ１１・Ｕ１０の部　３０分（１５分-5-１５分）

④ 交代選手は登録選手内とし、交代は自由な交代を適用する。退場処分を受けた選手は、大会期間中の次の公式戦１試合は出場できない。以降の出場については、大会規律委員会で決定する。

⑤ 警告の累積を行う。本大会で２回警告を受けた選手は次の1試合の出場を停止する。但し、前期で受けた警告数はその期で終わる。

⑦ ピッチサイズは　　　　６８ｍ×５０ｍ　小ゴール
（会場によりサイズがとれない場合は上記に近いものとする）

（16）細　　則

① 各部のリーグ戦の審判は、チーム割り当てで行う。（割り当てチームは主審一人制】にて実施のこと。ただしチーム事情により３人審判制にて実施してもかまわない。）
また、各部とも審判は必ず写真添付の審判証を携帯のこと。

② 背番号については、重複しなければかまわない。

③ ユニフォームは正副を用意し、審判より指摘のあった場合は両チーム協議の上決定する。（ただし、Ｕ１０の部についてはビブスの着用も可とする。）

④ 会場準備は、各会場第１試合の両チームにて試合開始30分前までに準備すること。

⑤ 試合会場当番を割り当てて、記録、会場運営、掃除等の補助をお願いする。

⑥ 会場の駐車は、決められた場所を厳守するとともに、会場内のゴミ、タバコの吸い殻は各チーム責任を持って処分すること

⑦ 事故・ケガについては主催者は一切の責任は負わない。（各チームの責任において適切な処置を行う。）

（17）その他

① 「地域リーグ（前期）」の成績により、「県リーグ（後期）」の定めたカテゴリーに進む。

ア．「地域リーグ（前期）」の成績によりU-12の部は戦績上位１０チームが、U-11・U-10の部は戦績上位８チームが後期カテゴリー「１部リーグ」に進む。「１部リーグ」に進むチームについては所定の基準で本委員会が決定する。

イ．「１部リーグ」進出チーム以外で、U-12の部は戦績上位２０チームが、U-11・U-10の部は戦績上位１６チームが後期カテゴリー「２部リーグ」に進む。
「２部リーグ」に進むチームについては所定の基準で本委員会が決定する。

ウ．上記以外のチームについては「３部リーグ」に進む。

② Ｕ１２・Ｕ１１の部については「県リーグ（後期）」の成績により、『香川県ジュニアチャンピオンシップ』への出場権を与える。

③ Ｕ１０の部については「県リーグ（後期）」の成績により、次年度『瀬戸大橋記念公園カップサッカー大会』への出場権を与える。

③ 上記要項に該当しない事態が生じた場合は、本委員会で協議し、都度決定する。

（18）大会事務局

〒761-0104
高松市高松町1367-1　東部運動公園内　（一社）香川県サッカー協会
香川県ジュニアサッカーリーグ 大会事務局
TEL 087-816-1790　FAX 087-816-1791